

2018年1月26日

消費者庁消費者教育・地方協力課 御中

公益社団法人消費者関連専門家会議



「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案に対する意見

【総論】

自立した消費者の育成を目指すべく消費者教育の重要性は高まっている。基本的な方針の策定から5年が経過しており、本改訂案はその間の環境変化を踏まえた内容となっている点において評価したい。併せて下記の点についてはご配慮、ご留意をお願いしたい。

1. 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）は、消費者志向経営を推進し、消費者市民社会の実現を目指す消費者志向事業者団体であり、「ACAP 消費者志向活動表彰」等を通じて事業者の消費者志向の取組みへの支援を行っている。
消費者教育の推進は、事業者の消費者志向経営の推進と連動させ、一本の太い軸として展開することが重要であり、それにより事業者の目指すべき活動も明確になると考える。
2. 事業者・事業者団体は、消費者教育の担い手としての役割は大きいものの、それぞれが限られた経営資源（人・金・ノウハウ）のなかで展開しているため制限もあり、たとえば本社から離れた地方に出向いての活動や教材の作成等については限界がある
と考える。消費者教育の推進に関しては行政による支援を期待したい。
3. 消費者教育の重要な担い手を育成するためにも、SDGs やエシカル消費など持続可能な社会に向けた理解促進が重要である。ACAP は、従業員向け教育の一環として展開される、持続可能な社会に向けた事業者の活動を支援していきたい。

【各論】

1. I 消費者教育の推進の意義－2 消費者教育の推進の必要性

「国は、このような活動を支援すべく、消費者月間等を活用し、環境保全活動・食育推進運動などの他の国民的な運動との連携・協働も図る。」（P13）について

【意見】

消費者月間を、具体的な「消費者教育推進強化月間」と位置づけ、シンポジウムの開催についても従来の形式に止めず、地方自治体とも連携し、情報発信やモデルの紹介等を行う機会として運営されることに期待したい。

2. II 消費者教育の推進の基本的な方向－1. 体系的推進のための取組の方向

「民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることから、若年者の消費者教育については、これを念頭に置いた消費者教育を考える必要がある。」（P16）について

【意見】

成年年齢引下げにより、未成年者契約の取消権喪失による消費者被害の拡大が懸念される高等学校段階までの消費者教育の充実が必要である。併せて、事業者においても契約時における注意喚起や権利・義務に係る留意事項の十分な説明とともに、消費者団体や自治体等との連携による消費者教育の推進が望まれる。

3. II 消費者教育の推進の基本的な方向－2 各主体の役割と連携・協働

「事業者・事業者団体等においては、消費者と事業者とのコミュニケーションの一層の深化を図るという消費者志向経営の視点での消費者教育の役割が期待される。」

(P20) について

【意見】

消費者志向経営の推進の機運が高まりつつあるが、消費者教育は消費者志向経営の推進に関する重要な要素の一つであると考え。消費者教育を別個に推進するのではなく、消費者庁が進める「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の中に、消費者教育の活動も織り込むことを推奨したい。更には、消費者志向の優良事例の公表や表彰制度の展開においても、消費者教育の優れた事例も併せて公表するなど、一体化または連携していくのが効果的と考える。

4. III 消費者教育の推進の内容に関する事項－2 消費者教育の人材(担い手)の育成・活用

「既存の取組である、地域や学校に事業者や事業者団体が提供する「出前講座」や「出前授業」を充実することも期待される」(P30) について

【意見】

事業者が事業活動を通じて消費者教育を担う責任は大きい、活動の分野、特に学校教育への関与には自ずと限界がある。また、事業者団体はボランティア的に活動を展開している要素があるため、人的にも資金的にも資源が限られており、地方への拡大が難しいのが実情である。消費者教育の充実に向けては、行政による効果的なアレンジや支援等のコーディネート機能の強化をお願いしたい。

5. III 消費者教育の推進の内容に関する事項－3. 消費者教育の資源等

「「消費者市民社会」という概念を根付かせるために、消費者が消費生活の多様性を相互に尊重することや、公正かつ持続可能な社会等の意義と実践活動とを具体的に結び付けた情報提供を行う。また、分かりやすく概念等を伝えるために教材等の開発も行う」(P34) について

【意見】

消費者市民社会の意味や重要性が消費者に十分浸透していないのが現状であり、消費者の理解促進が必要である。特に価値観や消費スタイルの確立を開始する時期にある若年層に対して、持続可能な社会の創造に参画していく消費者としての自覚や消費行動が与える社会的影響に対する意識の向上、消費行動で社会を変えるという意識の醸成等の啓発こそが望まれる。

「教材の開発を行う」との記載があるが、どのように活用するかも踏まえた教材の開発と教材に基づく啓発プランを検討していただきたい。

以上

団体名	公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP)
住所	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電話番号	03-3353-4999
FAX 番号	03-3353-5049
電子メールアドレス	acap@acap.jp